主 文 原決定を取消す。 抗告人は不処罰とする。 手続費用は第一、二審共国庫の負担とする。

由

一、 抗告人は原決定の不服の理由として津地方裁判所の同種事件について不処 罰の決定を得たから再審査の上善処を求むと申立てた。

二、そこで、審理するに、原決定は抗告人は三重県販売購買農業協同組合連合会の理事であるところが変更登記を法定期間になさず昭和三十四年六月九日同連合会監事Aが辞任し登記事日を生じたるに拘らず之が変更登記を法定期間になさず昭和三十四年六月九半年の手続をなしたものであるとの事実を認め抗告人を過料千円に処したことは原刊である。然しながら記録によれば右Aが退任したるにより右組合の監事定数を欠くこととなつ〈/要旨〉たので農業協同組合法第四十一条商法第二百五十八日で数を欠くこととなつ〈/要旨〉たので農業協同組合法第四十一条商法第二百五十八日本でその職務を行うべきこととなったわけである。市してものとのも場合には近のである。ところでは退任の登記申請がなされる場合には近のでは退任の登記申請と同時又はその以及になされる場合には近のなで見までで、おりまで表記を明和三〇年四月二六日は大のであるには行うの取扱例を知っていたので之に従行の監部よりに行うの過失なく従って期間を懈怠したものということが出来ないものといわねばならない。

出来ないものといわねばならない。 されば原決定は失当であるから之を取消し非訟事件手続法第二百七条を適用し主 文の如く決定する。

(裁判長裁判官 県宏 裁判官 越川純吉 裁判官 奥村義雄)